

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、長期的に国内1,000店舗体制を構築し、串カツ田中の串カツを日本を代表する食文化にすることを目標としております。そのために、株主様をはじめ、お客様、取引先、従業員ひいては社会全体との共栄、及び経営戦略の策定や経営の意思決定を通じた企業価値の最大化を目指しております。コーポレート・ガバナンスの遵守は、これらを達成するうえで重要なことであると考えております。透明かつ公正な経営を最優先に考え、様々な観点からコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るべく、今後とも株主総会の充実をはじめ、取締役会の活性化、監査役の監査機能の強化及び積極的な情報開示に取り組んでまいります。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由]

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ノート	3,000,000	32.60
貫 啓二	1,984,400	21.56
貫 花音	360,000	3.91
大和証券株式会社	326,000	3.54
田中洋江	298,800	3.24
野村信託銀行株式会社(投信口)	111,600	1.21
株式会社SBI証券	39,500	0.42
畦地 徹	37,000	0.40
山内昭則	32,100	0.34
メリルリンチ日本証券株式会社	28,100	0.30

支配株主(親会社を除く)の有無

貫 啓二

親会社の有無

なし

補足説明

株式会社ノートは、当社代表取締役社長貫啓二の資産管理を目的とする会社であり、貫啓二及び二親等内の親族により議決権の過半数を所有されております。貫啓二は、株式会社ノート及び二親等内の親族との保有株式数を含めると、当社の議決権の過半数を保有することになるため、支配株主として記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	11 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、支配株主との間で今後取引を行うことを予定しておりませんが、取引を検討する場合、少数株主の利益を損なうことのないよう、取引理由及びその必要性、取引条件及びその決定方法の妥当性等について、取締役会において十分に審議したうえで意思決定を行うこととしております。また、監査役監査において、適正な取引が行われているか監視いたします。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
赤羽根靖隆	他の会社の出身者											
石原直樹	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
赤羽根靖隆	○	---	赤羽根靖隆は、長年上場企業の代表取締役を務め企業経営について豊富な知識・経験を有しており、社外から公正な視点で当社の経営に活かしていただくことを期待し、社外取締役に選任しました。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる項目に該当していないことから、独立役員に指定しております。

石原直樹	○	----	石原直樹は、長年上場企業をはじめ複数の飲食業の企業の代表取締役社長を務めており、企業経営について豊富な知識、経験を有していることから、経営やコンプライアンス面の助言を期待し、社外取締役に選任いたしました。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当していないことから、独立役員に指定しております。
------	---	------	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の実数	5 名
監査役の実数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査は、会社がコンプライアンス体制（法令遵守体制）を整備運用するために業務レベルの内部統制を監査するものであります。また、監査役監査は、監査の目的は異なりますが、監査対象は同じであるので、主に業務監査において連携を深めることにより、効率的かつ有効な内部監査を実施することとしています。

当社は、会計監査人を設置し、監査法人による会計監査を受けております。監査法人の監査は、会社の内部統制に依拠して実施されるので、監査の過程において発見された内部統制上の問題点について意見交換することによって内部監査及び監査役監査を効率的に実施することができ

ます。

このため定期的に監査役、会計監査人及び内部監査部門が一同に会し、それぞれの監査において発見した内部統制上の問題点を共有しております。

社外監査役の実任状況	選任している
社外監査役の実数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている実数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
西川勝久	公認会計士													
佐藤信之	他の会社の出身者													
黒瀬信義	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西川勝久	○	----	西川勝久は、公認会計士の資格を有しており、会計・コンプライアンス面について豊富な知識・経験を有していることから、コンプライアンス面での助言を期待し、社外監査役に選任しました。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる項目に該当していないことから、独立役員に指定しております。
佐藤信之	○	----	佐藤信之は、飲食業の上場会社の社外取締役を務めており、飲食業の経営・コンプライアンス面について豊富な知識・経験を有していることから、経営やコンプライアンス面での助言を期待し、社外監査役に選任しました。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる項目に該当していないことから、独立役員に指定しております。
黒瀬信義	○	----	黒瀬信義は、食品を取り扱う上場会社に長年勤続しており、飲食業の経営・コンプライアンス面について豊富な知識・経験を有していることから、経営やコンプライアンス面の助言を期待し、社外監査役に選任いたしました。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当していないことから、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員として資格を充たす社外役員すべてを独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社の企業価値の向上を図ることを目的として、ストックオプションとしての新株予約権を発行しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

当社の企業価値の向上を図ることを目的として、社内取締役及び従業員を対象者として付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が、1億円を超える者が存在しないため、個別報酬の開示は行っておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

取締役の報酬は、各取締役の貢献度や業績を考慮したうえで、今後の経営戦略を勘案し、2015年2月2日開催の臨時株主総会において決議された年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）の範囲で、取締役会において決定することとしております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対する専従スタッフの配置は行っておりませんが、それぞれ管理部が取締役会開催の連絡及び決議事項の事前説明等、必要に応じてサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は、会社法に基づく機関として、株主総会及び取締役会、監査役会を設置するとともに、日常業務の活動を確認し、情報交換する幹部会を開催しております。

（1）取締役会

当社の取締役会は、取締役7名（うち社外取締役2名）で構成されており、法定の専決事項、経営方針の策定、重要な業務の意思決定及び取締役相互牽制による業務執行を監督する機関として位置づけられております。取締役会は、原則として毎月1回開催されるほか、必要に応じて臨時に開催しております。

（2）監査役会

当社の監査役会は、監査役3名（全員社外監査役）で構成されており、法定の専決事項及び各監査役の監査の状況を共有化しております。監査役会は、原則として毎月1回開催されるほか、必要に応じて臨時に開催しております。

（3）幹部会

当社は、法定の専決事項や重要な業務の意思決定機関である取締役会のほか、日常業務における各部署の情報交換を行い、業務の進捗状況を確認し、リスクに関する事項、コンプライアンスに関する事項を共有するために、取締役、各部長及び重要な業務の責任者をメンバーとして毎週1回幹部会を開催しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役制度を採用しており、取締役会による業務執行の監督と監査役による監査を軸とした経営監視体制を構築しております。また、社外取締役2名、社外監査役3名を選任しております。

当社がこのような体制を採用している理由は、企業価値の継続的な向上と社会からの信頼を獲得するため、企業経営に関する豊富な経験及び知識に基づき、外部からの客観性・中立性を確保した経営監視機能を備えたコーポレート・ガバナンス体制であると考えているためであります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算期は11月であるため、集中日を避けた日程設定が可能です。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットでの議決権行使を検討中であります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームへの参加を検討中であります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による説明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを定め、IR専用ページに公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年1回個人投資家向けに会社説明会を開催する予定です。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回アナリスト・機関投資家向けに会社説明会を開催する予定です。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社コーポレートサイト内に独立したIR専用ページを設け、決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書等を掲載してまいります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部をIR担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主様、お客様、従業員等のステークホルダーに対して、適時適切に情報を開示することが上場企業の責務であると認識しております。そのため、コーポレートサイト等を利用し、迅速・正確かつ公平に会社情報の開示を行ってまいります。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、2018年7月13日開催の取締役会において「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「企業理念」を定め、取締役会規程をはじめとする社内規程を整備し、役職員に周知徹底させることとします。

監査役は、取締役会及び重要な会議に出席し、会社の意思決定の過程及びその結果が法令及び定款に適合しているかを監査することとします。また、内部監査室は、代表取締役社長直轄の部門として、社内における職務の執行が社内規程に適合しているかを監査することとします。

なお、取締役及び使用人の不正もしくは法令違反等を発見した場合などについては通常の伝達系統とは別に内部通報窓口を設置し、体制を整備することとします。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループは、取締役会議事録、その他重要な書類のうち取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程等の社内規程に基づき、適切に保存及び管理することとします。

また、文書管理部署の経営戦略部は、取締役及び監査役の閲覧請求に対し、何時でもこれらの文書を閲覧に供することとします。

さらに、子会社の営業・財務状況を日々確認できる体制を整備しており、取締役会において子会社の業務執行についての報告を受けることとします。

なお、情報の漏えいは不正使用の防止及び情報の有効活用のために、適正な管理体制の維持・向上に努めることとします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループでは、リスク管理規程及びコンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス、衛生管理、品質、環境、災害、情報セキュリティ等に係るリスクについて、それぞれ担当者を定め、想定しうるリスクに対しては、毎週開催される幹部会において報告し、情報を共有することとします。なお、実際にリスクが顕在化した場合には、その対応策を幹部会で討議し、代表取締役社長の命により直ちに対応することとします。

また、コンプライアンス・リスク管理委員会の開催(3ヵ月毎)により、網羅的で組織的な法令順守・リスク管理体制を確立することとします。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、毎月1回定例で取締役会を開催するとともに、機動的に意思決定を行うため、臨時に取締役会を開催していますが、取締役会による決定を要しない重要な事項については、幹部会において議論し、決定することとします。

また、日常の職務執行においては、執行役員その他の責任者に権限を委譲し、各責任者が機動的かつ効率的に業務を執行することとします。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、常設で人員を配置することとします。当該使用人の選任、解任、異動等には、監査役会の同意を要するものとし、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役会の指示の実効性の確保に努めるものとします。また、監査役から監査業務に必要な指示を受けた使用人は、その指示に関する限りにおいては、取締役の指揮命令を受けないこととします。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

常勤監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、当社グループの取締役会等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人からその説明を求めることとします。

当社グループの取締役又は使用人は、監査役の求めに応じて、必要な説明及び情報提供を行うこととします。また、当社グループの取締役及び使用人は、職務執行に関して法令及び定款に違反する、又は、そのおそれがある事項、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項等を、発見し次第、遅滞なく監査役に報告することとします。

(7) 当社の監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、内部通報をしたことを理由として通報者に対し、不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社内の取締役及び役職者に徹底することとします。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行のために生じる合理的な費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理することとします。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役社長と定期的に会合をもち、意見交換を行うこととします。また、内部監査室長及び会計監査人と定期的に会合を持ち、内部監査及び会計監査の過程で発見された問題点について意見の交換を行うこととします。

なお、常勤監査役は本社の事務室内に席を置き、日常レベルで業務の遂行を把握することとします。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の適正性を確保するために、全社的な内部統制及び業務プロセスに係る内部統制の整備状況を確認し、その有効性を評価し、さらに、決算・財務報告に係る内部統制の有効性を確かめることとします。

(11) 反社会的勢力を排除するための体制

当社グループは、反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、拒絶することを基本方針とし、取引先がこれらと関わる企業もしくは団体等であると判明した場合には取引を解消することとします。

また、新規の取引を開始するにあたっては、取引相手の反社会性を検証し、問題がないことを確認したうえで開始することとします。

万が一、反社会的勢力による不当要求等が発生した場合には、警察、顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、被害等の拡大を防ぐこととします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方は、上記「1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況（11）反社会的勢力を排除するための体制」に記載のとおりであります。具体的には、「反社会的勢力排除に関する規程」において、基本的な考え方、排除体制を定め、「反社会的勢力排除対応マニュアル」において、アプローチがあった場合の具体的な対応を定めております。また、「反社会的勢力調査の確認手法等について」で、調査方法を定めております。なお、具体的な調査方法が以下のとおりであります。

- （1）役員については、登用前にGoogleでのインターネット検索及び日経テレコンでの過去記事検索並びに面談を実施し、反社会的勢力との関係がないことを確認しております。
- （2）従業員については、採用前にGoogleでのインターネット検索及び面談を実施し、反社会的勢力との関係がないことを確認しております。
- （3）取引先については、すべての既存取引先及び新規取引先についてGoogleでのインターネット検索及び日経テレコンでの過去記事検索並びに面談を実施し、反社会的勢力との関係がないことを確認しております。
- （4）株主については、Googleでのインターネット検索及び日経テレコンでの過去記事検索並びに面談を実施し、反社会的勢力との関係がないことを確認しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

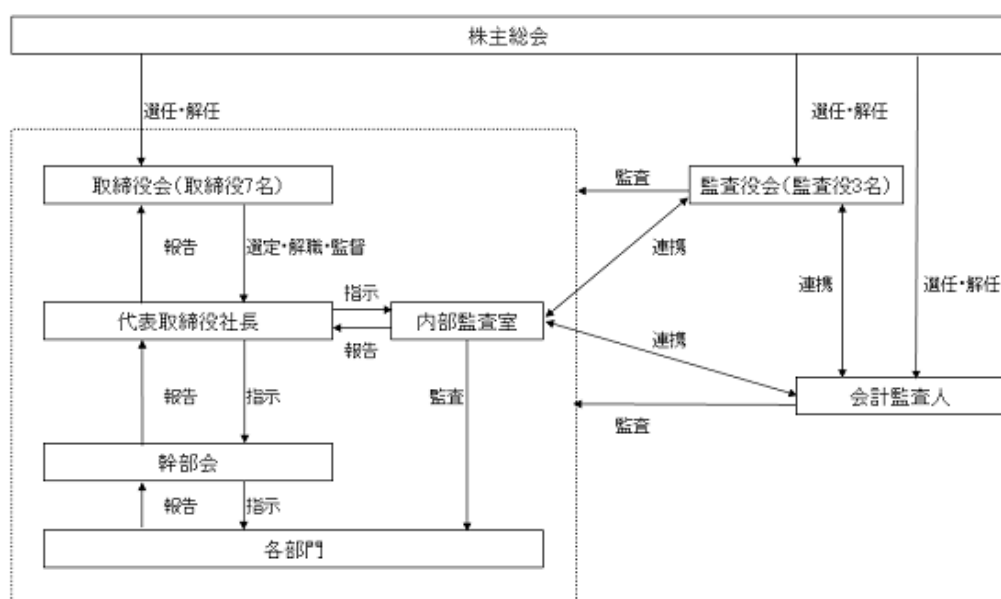
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要(模式図)】

適時開示手続き

